

# 意見書

平成13年6月25日

情報通信審議会  
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-0003

とうきょうとみなとくにしんばし ちょうめ ばんち ちこう  
東京都港区西新橋1丁目4番地10号

しゃだんほうじん きょうかい  
社団法人 テレコムサービス協会

メールアドレス [telesa@mx.mesh.ne.jp](mailto:telesa@mx.mesh.ne.jp)

情報通信審議会議事規則第5条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成13年6月12日付け情審通第118号で公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

## 1、光ファイバ設備との接続における手続きについて

(意見)

- ① 光ファイバ設備を利用しようとする接続事業者が、線路設備調査の請求からその結果回答書をいただくまで、接続約款案では1ヶ月とされています。

しかしながら、今回、線路設備調査の対象とされた光ファイバの芯線数、光ファイバ設備の通信用ビル内でのCTF位置情報などについては、機密保持契約下に基づく事前の情報公開を積極的に進めることで、余分な調査項目の削減が可能と考えられ、その結果、請求から結果回答までの期間短縮が可能と考えます。

後述のとおり、ホームページでの開示請求受け付けや守秘義務契約者限定の情報開示など、柔軟かつ簡便な開示手続きを採用するなど、公正な情報開示機会の提供と最新情報の迅速な提供を、手続き方法と結果回答についても反映させていただくことを切望いたします。

## 2、光ファイバ設備との接続に必要な情報開示について

(意見)

- ①東・西NTT殿は、光ファイバ設備に関する情報開示について、情報種類を「接続を希望する他事業者が事業展開の判断に必要な概況情報」と「接続を希望する他事業者が実際の設備構築及び接続の申込みに必要な個別情報」の2つに分け、それぞれ、開示請求による個別対応とホームページにより、接続関連情報の提供を行う旨の報道発表をしています。

現在のところ東・西NTT殿は、ホームページや「情報 web ステーション」等を介しての本件に関わる一部に情報については自主公開を行っていますが、前回更新から半年以上も経過するなど掲載情報の更新サイクルは総じて長くなっており、サービス提供の開始を少しでも早めたい事業者にとって、事実上、情報の鮮度あるいは確度という面で利用価値を損なうことにつながります。

- ②このような実情を踏まえて考えると、本来、即時性・公平性の観点から、ホームページ上での情報提供が有効な改善方法の一つとして考えられますが、現状では、情報提供請求時点での最新情報を提供するとしており、総じて時間的な負担が大きいものの、その確度の面から書面による開示請求に頼らざるを得ません。

接続関連情報の開示には、特に公平かつ即時性が求められることから、Web等が本来持つ電子化の特徴を最大限に活かすことが双方にとって利益になるものと考えられることから、現状の更新期間の短縮し、速やかに最新情報の提供を図ることを目的とした情報開示体制の見直しを切望いたします。

- ③また、接続約款案では、特別な事情がない限り、(開示申込みから)2週間以内に情報を提供することとしていますが、FTTHやDSLなど東・西NTT殿の加入者系回線を利用して同様なサービスを提供する事業者側からすると、東西NTT殿の営業部門とほぼ同時期に情報の提供がいただけない場合には、サービス提供時期などが相対的に遅延するなど不利益を被ることになり、結果として、反競争的行為ととられる危険性もあると考えます。

前項に関連して、ホームページ上での公開には、事前の守秘義務契約などの機密保持に関する手続きは必要と考えるものの、ホームページでの開示請求受け付けや守秘義務契約者限定の情報開示など、柔軟な方法を採用するなどして、最新情報の柔軟かつ迅速な方法で開示していただくことを切望いたします。

以上